長寿医療制度（後期高齢者医療制度）平成21年度の保険料軽減措置

問い合わせ　保険医療助成課　☎38-2037

このたび、長寿医療制度の円滑な運営を図ることを目的とした平成21年度「保険料軽減措置」が決まりましたので、具体的な内容についてお知らせします。

長寿医療制度の保険料の計算方法は、１人１人にかかる「均等割額(43,924円)」と、前年の所得に応じた「所得割額(所得割率8.07%)」の合計額となります。「均等割額」と「所得割率」は２年ごとに改定されますので、平成21年度は20年度と変わりません。

この軽減措置を踏まえ、平成20年中の所得で計算した「21年度保険料額」は、７月中旬ごろにお知らせする予定です。

【所得の低いかたへの軽減措置】

■均　等　割

同一世帯内の長寿医療制度の被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額が表の基準額以下の場合、均等割額が軽減されます。このうち、均等割額が７割軽減される世帯（基準額が33万円以下）のかたは、平成20年度は経過的措置として一律8.5割軽減されていますが、平成21年度以降は、長寿医療制度の被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得がない）の場合は９割軽減されます。

基　準　額	軽減割合	
	20年度	21年度
33万円	７割 ↓ 8.5割	７割 ※被保険者全員が年金収入80万円以下の場合、９割
33万円＋24.5万円×被保険者数（被保険者である世帯主を除く）	５割	
33万円＋35万円×被保険者数	２割	

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減を判定します。

■所　得　割

所得割を負担するかたのうち、所得割額の算定対象所得（総所得金額等－33万円）が58万円（年金収入のみの場合、211万円）以下のかたは、平成20年度と同様に、21年度以降も５割軽減されます。

【被扶養者だったかたへの軽減措置】

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険（国民健康保険や国民健康保険組合は対象となりません）の被扶養者だったかたは、制度加入時から２年間に限り、所得割はかからず、均等割額が５割軽減されます。

平成20年度は特例として、９月までは保険料の負担がなく、10月から21年３月までは均等割額が９割軽減されていますが、21年度も１年間、均等割額の９割軽減が継続されます。

	平成20年度		平成21年度
所得割額	負担なし		負担なし
均等割額	負担なし	９割軽減	９割軽減
		年額 2,196円	年額 4,392円

20年４月　20年10月　21年４月　22年４月

実際の保険料負担部分

事業主のかたへ　～ハローワークでの緊急雇用対策～

景気変動などの経済上の理由で、事業活動を縮小せざるを得なくなった場合でも、解雇を避け、従業員を一時的に休業、教育訓練または出向させることによって雇用維持を図る場合、賃金等の一部を助成します。

《詳しい問い合わせは》

■ハローワーク西宮　☎0798-75-6716

■兵庫労働局職業安定部　☎078-367-0802

高浜用地第３期分譲　先着受け付け開始

問い合わせ　「芦屋高浜　松韻の街」友の会事務局　☎0120-666-194

HP http://www.ashiyatakahama.com

■募集期間　①３月７日(土)・８日(日)
②３月14日(土)・15日(日)
③上記以外の平日

■受け付け　午前10時～午後５時
①②現地販売センター
③「松韻の街」友の会事務所

■応募条件

・土地譲渡契約締結後、３カ月以内に市指定の共同事業者と建物建築請負契約を締結すること。

・譲渡契約締結後、１年以内に自己の専用住宅を建設し、入居すること。

■譲渡代金の支払等

・土地譲渡契約締結までに、契約保証金（譲渡代金の10%）を支払う。

・土地譲渡契約締結後、３カ月以内に譲渡代金の残額(90%)を支払う。

※３カ月以内に建築工事に着手する場合は、着工までに残額を支払う。

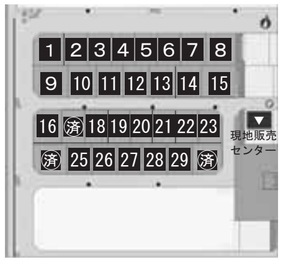

販売代理会社名	宅地番号	地　番	地　積（㎡）	価　格（円）
エス・バイ・エル	20	７番74	201.25	37,600,000
	27	７番81	201.25	39,000,000
セキスイハイム近畿	11	７番67	207.72	40,700,000
	23	７番77	201.35	39,900,000
積水ハウス	19	７番73	201.13	37,600,000
	28	７番80	201.44	39,100,000
大和ハウス工業	18	７番72	201.40	37,700,000
	26	７番82	201.43	39,100,000
パナホーム	25	７番83	201.62	39,100,000
ミサワホーム近畿	21	７番75	200.95	37,600,000
	29	７番79	201.06	39,400,000
三井ホーム	12	７番66	207.69	40,700,000
	22	７番76	201.76	37,700,000
全社共同販売 ※上記７社から選択し、申し込みができます。	1	７番55	230.20	43,500,000
	2	７番56	209.59	38,400,000
	3	７番57	208.95	38,200,000
	4	７番58	208.81	38,200,000
	5	７番59	208.92	38,200,000
	6	７番60	208.94	38,700,000
	7	７番61	210.80	39,000,000
	8	７番62	229.78	43,400,000
	9	７番69	247.83	49,100,000
	10	７番68	229.35	44,300,000
	13	７番65	207.62	40,700,000
	14	７番64	229.12	44,400,000
	15	７番63	251.26	50,800,000
	16	７番70	210.49	40,600,000

“納付”は　お済みですか？

【出国時の市税の納付】

個人市・県民税は毎年１月１日現在で芦屋市内にお住まいのかたに、また、固定資産税・都市計画税は毎年１月１日現在で固定資産（土地・家屋・償却資産）をお持ちのかたに、それぞれ課税されます。出国される場合には、納税管理人選定等の手続きが必要ですので、下記へご連絡ください。

■個人市民税　課税課市民税担当　☎38-2016
■固定資産税　課税課固定資産税担当　☎38-2017
■納税相談　収税課　☎38-2014
■口座振替　課税課管理担当　☎38-2015

【軽自動車税】

軽自動車税は毎年４月１日現在で軽自動車（原動機付自転車を含む。）をお持ちのかたに課税されます。廃車・譲渡した場合または盗難にあった場合でも登録をそのままにしていますと課税されますので、廃車等の手続きをしてください。また、市外へ転出される場合は、芦屋市で廃車の手続きをし、転出先の住所地で登録する必要があります。海外へ出国される場合も廃車の手続きが必要ですので、下記の場所で必要な書類を確認のうえ、必ず登録の変更・廃車等の手続きを下記でしてください。

なお、軽自動車税は年度途中で廃車されても、月割計算で還付する制度はありません。

■原動機付自転車（125CC以下）・小型特殊自動車
課税課管理担当　☎38-2015

■軽自動車〈二輪〉・二輪の小型自動車
神戸運輸監理部兵庫陸運部　☎050-5540-2066
（〒658-0024　神戸市東灘区魚崎浜町34-2）

■軽自動車〈三輪・四輪〉
軽自動車検査協会兵庫事務所　☎078-927-3648
（〒651-2145　神戸市西区玉津町居住字孫田67-1）

【神戸運輸監理部からのお願い】

毎年、年度末は、自動車の検査・登録申請窓口が非常に混雑します。自動車の検査・登録手続きは、比較的すいている３月中旬までにお済ませください。なお、継続検査は、自動車検査証の有効期限の満了する日の１カ月前から受けられます。

■神戸運輸監理部兵庫陸運部
〈登録関係〉☎050-5540-2066
〈検査関係〉☎078-453-1102
〈ユーザー車検予約専用〉☎050-5540-2166
※HP http://www.kbm.mlit.go.jp/

「市民マナー条例」の一部改正（案）について意見を募集します

問い合わせ　環境課　☎38-2050/FAX38-2162

✉ info@city.ashiya.hyogo.jp（〒659-8501住所不要）

市では、平成19年４月に「清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例」（通称「市民マナー条例」）を定め、市民の皆さんに、路上喫煙や夜間花火などの禁止を訴え、“清潔で、安全かつ快適な美しいまちづくり”を推進してきました。

その中で夜間花火については、全市午後９時から午前６時までの打ち上げ花火やロケット花火等を禁止していますが、特に潮芦屋ビーチ周辺では午後９時までにも禁止対象花火をする人が多く、住居に接近した場所では騒音の苦情が絶えません。

このため、市では、この地域を「終日花火の禁止区域」として指定することを検討しています。

このたび、「条例の一部改正（案）概要」がまとまりましたので、この素案への市民の皆さんのご意見を募集します。

【条例改正案の概要】

■花火禁止区域の指定

①潮芦屋ビーチ周辺は、市内でも最も花火が多く、住宅も接近していることから、花火への苦情が絶えない地域です。花火による騒音から住民の平穏な生活を守るため、終日花火を禁止する区域に指定します。

②違反者には指導・勧告、命令し、命令に従わない者については、罰金（10万円以下）が科せられます。

■施行期日　７月１日〈予定〉

【意見募集要領】

■募集期間　３月11日～４月10日

■資料の閲覧　市ホームページ、環境課、行政情報コーナー、ラポルテ市民サービスコーナーでご覧いただけます。

■意見の提出　住所・氏名（団体等は名称・代表者氏名）・電話番号を明記し、持参・郵送・ファクス・Ｅメールのいずれかで環境課へ。様式は問いません。

※ご意見は、市の見解とともに市ホームページ等で公表（氏名等は非公表）の予定です。

※個別の回答はいたしません。

※また、電話・窓口での、口頭によるご意見は受け付けていませんので、ご了承ください。

第５次 芦屋すこやか長寿プラン計画骨子（中間案）

問い合わせ　高年福祉課　☎38-2044

市民意見（パブリックコメント）の実施結果

市では、市民の皆さんが高齢期を豊かに充実して過ごすことができるように、平成21年４月からスタートする「第５次芦屋すこやか長寿プラン21」（第５次芦屋市高齢者福祉計画および第４期介護保険事業計画）の策定を予定しています。

このたび、「第５次芦屋すこやか長寿プラン計画骨子（中間案）」に対する市民の皆さんのご意見を募集したところ、２人のかたから３件のご意見をいただきました。いただいたご意見の概要と、市の考え方・回答についてお知らせします。

昨年十一月十七日から十二月十六日にかけて、「第五次芦屋すこやか長寿プラン計画骨子（中間案）」へのご意見を募集したところ、次のような『施策に関するご意見』をいただきました。市の考え方と併せてご紹介します。なお、詳細については、行政情報コーナー・ラポルテ市民サービスコーナー・高年福祉課・市ホームページでご覧いただけます。

【ご意見①】

高齢者生活支援センターの周知方法について広報紙やパンフレット、医療機関や薬局などのポスターの提示とあるが文字での周知には限界がある。医療機関の医師や、医療スタッフに相談窓口の存在を、口頭で紹介するように協力を要請してはどうか。

●市の考え方

高齢者生活支援センターの充実の「施策の方向」に対するご意見です。地域ケア体制の充実を進めて行く上で、参考にさせていただきます。

医療関係者との連携については、中学校区単位で開催する「ミニ地域ケア会議」には、医師会、歯科医師会、薬剤師会の医療関係団体が構成メンバーの中に入っています。この「ミニ地域ケア会議」でも、高齢者生活支援センターの周知・啓発に努めます。

【ご意見②】

関係団体の意向調査の主な苦情の中に、「求める回答が返ってこない」「制度が複雑で分かりにくい」とある。

相談する側から考えると、窓口に相談してどのくらいのことがしてもらえるのか、そのくらいの権限があるのかが分からないので、期待していたことと違うと感じるのではないか。モデルケースや、サービスをメニュー化して分かりやすくできないか。

●市の考え方

ご意見は、関係団体等意向把握調査結果の中の、利用者や家族から寄せられている介護保険サービスに関する主な苦情に対するものです。

高齢者に関する制度について、本市は、「あしやの高齢者福祉と介護保険」というパンフレットを発行しています。また、年一回、「高齢福祉特集」として、広報臨時号を発行しています。今後も、できるだけわかりやすい内容になるよう努めます。

高齢者の総合相談窓口としては、小学校区または中学校区に、高齢者生活支援センターがあります。身近な相談窓口となるよう、周知・啓発に努めます。

【ご意見③】

相談業務の推進は、かなりのマンパワーを必要とすると思われるが、今後どのように人員を確保していくのか。

●市の考え方

総合相談事業の推進における人員の確保については、高齢者生活支援センターの活動状況を踏まえ、相談員の配置を検討するとともに、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らすことを目指し、地域ケアネットワークの構築を図ることで、さまざまな相談に適切に対応していくよう努めます。

交通事故にご注意を！

平成20年中の、交通事故による県下の高齢者死者数は100人でした。この数字は全国ワースト２位という、とても残念な記録です。

本市では、平成19年１月の事故から２年間、交通死亡事故は発生しませんでしたが、今年２月６日（金）、高齢のかたの死亡事故が発生してしまいました。

平成20年に発生した交通事故での人身事故件数は438件で前年に比べ48件減少していますが、65歳以上のかたや、自転車が関係する事故は、逆に増えています。

横断歩道を渡るとき、自転車に乗るときなど、１人１人が注意し、「交通事故のない社会」を築きましょう。

問い合わせ
防災安全課　☎38-2093

Ｅメールで　119番通報

問い合わせ
消防本部　☎32-2345/FAX32-0119

いよいよ、３月末日から“Ｅメール119番通報”の受信受け付けが始まります。

■“メール119番通報”は、市内在住・在学・在勤の聴覚障がいや音声・言語機能に障がいのあるかたが対象で、事前に障害福祉課（FAX38-2178）で利用登録が必要。

■通報は、市内（例外として隣接市境界付近で芦屋市かどうか不明な場合）での火災・救急・その他の災害等に限ります。他市での通報には利用できません。

■“メール119番通報”は、緊急通報用システムのため、一般の問い合わせ等には利用できません。

※４月から実施する「“メール119番通報”システム見学会」も、随時受付中です。

夜間（17:00～9:00）水道修理工事当番表【３月】

水道の修理は「芦屋市指定給水装置工事事業者」へ

●平日の昼間は水道部へお尋ねください。

●土曜日・日曜日・祝日は市役所（☎31-2121）へお尋ねください。

●夜間の修理は、右の業者が待機しています。

店　名	TEL	当番日
㈲大阪商会	32-6302	1、7、13、19
西岡設備工業所	22-6900	2、8、14、20、26
前忠工業㈱	31-8548	3、9、15、21、27
(資)神明商会	22-3565	4、10、16、22、28
原田商会	22-0706	5、18、24、30
越智商会	22-3708	6、12、25、31
中央水道工務所	22-3552	11、17、23、29

問い合わせ　水道工務課　☎38-2083

人権啓発展示会　／　ヒューマンライツシアター

人権啓発展示会「世界のエイズポスター展」

■日時　３月11日～21日（15日・20日除く）午前10時～午後７時　■会場　上宮川文化センター

【ポスター解説】

■日時　３月14日（土）①午前10時～②午後１時～・21日（土）午後４時～　■解説　元ＨＩＶと人権・情報センター理事長・五島真理為氏

【講演会「いのち　響きあって」】

■日時　３月21日（土）午後２時～４時　■会場　上宮川文化センター　■講師　五島真理為氏

■申し込み　直接会場へ

ヒューマンライツシアター「ウィニング・パス」

パラリンピックと並ぶ世界最高峰の“車いすバスケットボール”選手権大会。バスケットボールにかける高校生の青春群像を描く。

■日時　３月14日（土）①午前10時30分～午後０時18分②午後２時～３時48分　■会場　上宮川文化センター　■定員　各150人　■出演等　松山ケンイチ、堀北真希、柄本明、加藤剛ほか／監督・中田新一

問い合わせ　上宮川文化センター　☎22-9229（上宮川町10-5）

春のアートフリーマーケット「素材とあそぶ」／美術博物館の催し

アートフリーマーケット出店者募集

■開催日　５月２日（土）・３日（日）午前10時～午後５時

■会場　美術博物館前庭　■内容　個人の創作作品（絵画・彫刻・彫金・染色・陶芸・版画・写真・木工など）※骨董やリサイクル品など既製品は不可。また、美術商・骨董店等の営利を目的とした第３者の介在不可。作者の直接販売に限る

■費用　２日間の売り上げの15%を納入　■申し込み　３月９日（月）＜必着＞で、所定の申込書に、販売予定の作品２～３点の写真、または映像・音源等を添付し、下記へ

丸平（まるひら）・古今雛（こきんびな）展

■期間　２月28日～３月８日　■内容　市民から寄贈の古今雛展。「丸平」は、江戸時代から続く老舗の人形店で、その作品は雛人形の逸品

■同時開催　「芦屋市造形教育展」・「昭和の面影３」　■入館料　不要

みんなで歌いましょう

■日時　３月13日（金）午後１時30分～３時　■会場　美術博物館講義室

■参加費　歌集のないかた1,000円

問い合わせ　美術博物館　☎38-5432/FAX38-5434
（〒659-0052　伊勢町12-25）

公開セミナー「イタリア美術とナポレオン」

■日時　３月27日（金）午後１時30分～３時　■会場　ルナ・ホール　■テーマ　バロック美術の世界～ローマを中心に～　■講師　成城大学教授・石鍋真澄氏　■申し込み　往復はがきに、住所・氏名・電話番号・参加人数（２人まで）を記入し、３月16日（月）までに下記セミナー係へ。

※参加者には、３月27日から５月24日まで開催される、京都文化博物館・特別展「イタリア美術とナポレオン」の招待券（１人１枚）を進呈します。

聖母子

問い合わせ　公民館　☎35-0700
（〒659-0068　業平町8-24）